第一ライフ資産運用経済研究所
Daiichi Life Group

2026 年 11 月

【1 分解説】iDeCo の拠出限度額・加入可能年齢の引き上げとは？

資産運用調査部 フェロー　谷口　智明

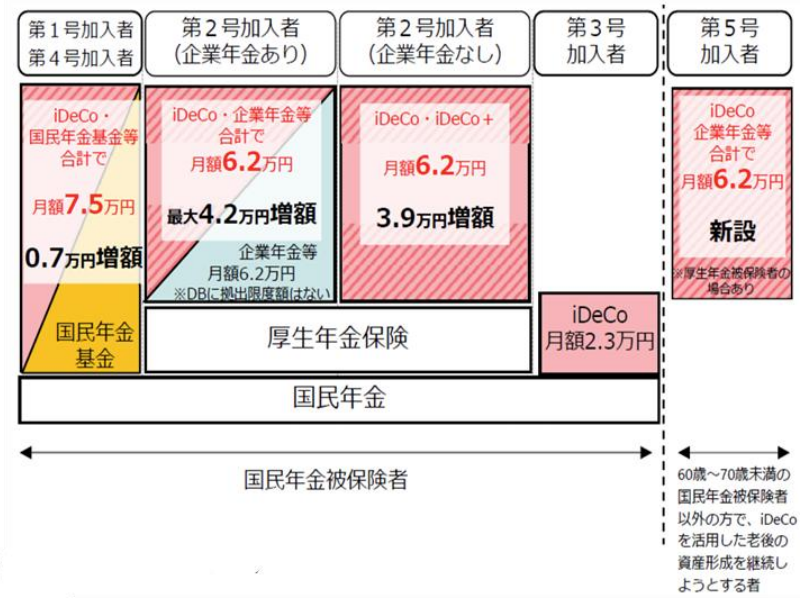
iDeCo（個人型確定拠出年金）の拠出限度額・加入可能年齢の引き上げとは、老後資金を積み立てる金額や期間の選択肢を広げる改正で、2026 年 12 月 1 日に施行されます。iDeCoは公的年金に上乗せする私的年金で、掛金を自ら運用し、原則 60 歳以降に年金や一時金で受け取ります。掛金全額が所得控除となり、運用益は非課税です。受取時は課税対象ですが、受取方法に応じた控除があります。

掛金の月額上限は、企業年金がない会社員で 2.3 万円から 6.2 万円へ引き上げられます。企業年金がある場合、2 万円の上限が撤廃され、6.2 万円から企業年金の掛金相当額等を差し引いた額まで拠出できます。自営業者等も国民年金基金等との合計で 6.8 万円から 7.5 万円に増えます（資料）。

現在の加入対象は原則 65 歳未満の国民年金被保険者ですが、改正後は被保険者でない 60 歳以上 70 歳未満の人にも広がります。具体的には、iDeCo加入者や運用指図者（運用のみ行う人）、企業年金からiDeCoに資産を移換する人が対象です。なお、2029 年 11 月末までは、これらに該当しない人も条件付きで加入できます。いずれの場合も老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給しておらず、企業型DCのマッチング拠出を実施していないことが条件です。

制度改正で老後の備えを手厚くできる一方、NISA（少額投資非課税制度）と異なり原則 60 歳まで資金を引き出せないため、生活資金とのバランスを踏まえた活用が大切です。

資料　拠出限度額の引き上げ（2027 年 1 月引き落とし分から）



（注）iDeCoの加入対象者の区分
第 1 号加入者：国民年金第 1 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の自営業者とその家族、フリーランス、学生）。
第 2 号加入者：国民年金第 2 号被保険者（会社員や公務員等の厚生年金保険の被保険者）。
第 3 号加入者：国民年金第 3 号被保険者（国民年金第 2 号被保険者に扶養されている 20 歳以上 60 歳未満の配偶者）。
第 4 号加入者：国民年金任意加入被保険者（60 歳以上 65 歳未満の者、または、20 歳以上 65 歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付済期間が 480 月に達していない者）。
第 5 号加入者：60 歳以上 70 歳未満の国民年金被保険者以外の者で、iDeCoを活用した老後の資産形成を継続しようとする者（①iDeCo加入者、②iDeCo運用指図者、③企業年金からiDeCoに資産を移換する者 ①～③いずれかに該当する者であって、老齢基礎年金やiDeCoの老齢給付金を受給していない者、マッチング拠出を実施していない者等）。
（出所）厚生労働省「2025 年の制度改正に関するチラシ」（https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001726959.pdf）

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一ライフ資産運用経済研究所が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見通しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。